

章	5 豊かな環境と快適な暮らしが調和する循環型のまちづくり【自然環境・生活環境分野】
節	(1)豊かな自然環境との共生
施策名	1.環境保全

1 施策の方向性

【新計画】	
・良好な自然環境の保全と適正な利用の両立を図るとともに、水・大気・土壌を良好な状態に保つことで、市民の健康の保護とより良い生活環境の保全を目指します。	
・生態系への脅威となっている様々な要因の軽減を図ることで、生物多様性を保全し、市民・事業者・行政が一体となって自然の恩恵を次世代へ引き継ぐ「環境にやさしい社会」の構築を目指します。	

2 現状と課題

【新計画】	
1	良好な自然環境を将来に引き継ぐとともに、自然と調和した快適な生活環境を保全するため、本市を取り巻く環境の変化や、国の動向などを的確に捉え、状況に応じた環境保全施策を推進する必要があります。
2	佐久地域における「佐久地域流域水循環計画」に基づき、千曲川上流域の市町村とともに水循環に関する施策を推進する必要があります。
3	良好な生活環境を保全するため、水質、大気、騒音などの調査や定期的な環境保全パトロールを実施し、環境保全や公害防止に取り組む必要があります。
4	社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、自然環境の質・量が低下しつつあることから、緑の環境調査を始め、国・県などの各種調査も参考としながら、本市の自然環境の状態を継続して把握する必要があります。
5	良好な生活環境や自然環境を保全するため、開発行為者との協働により、自然環境の保全に取り組む必要があります。
6	市民の生活や経済活動と自然との関わりを良好に保つため、生物多様性に対する意識の高揚を図る必要があります。

3 「取組の方向性」および「取組内容」

【現行】取組の方向性		振り返り(成果、改善点、新たな視点等)※「取組内容」単位で記載	新計画への方向性	【新計画】
【現行】取組内容				(左記「振り返り」を踏まえて作成)
(1)総合的な環境保全施策の推進				(1)総合的な環境保全施策の推進
1	「安心・安全社会の実現」、「自然共生社会の実現」、「低炭素社会の実現」、「循環型社会の実現」、「環境保全活動の拡大」の5つを基本目標とした第二次佐久市環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的に推進します。	【主な成果】 第二次佐久市環境基本計画策定(H30年3月) 第二次佐久市環境基本計画改訂(R5年3月) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 地球温暖化対策の加速や、使い捨てプラスチック・食品ロスの削減を目指す資源循環対策の強化や特定外来生物の増加による生物多様性の喪失など、環境行政を取り巻く社会情勢は国内外で急速に変化していることから本計画を見直す必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 国際・国内の最新動向を踏まえ情勢の変化に的確に対応するため持続可能な社会の実現に向けた総合的な指針としての役割を担えるように新たな「第三次佐久市環境基本計画」を策定する。	b 継続・維持	社会情勢などの変化に的確に対応するため、環境保全に関する最新の動向を踏まえ、環境保全に関する施策を多角的かつ総合的に推進します。
(2)環境保全対策の推進				(2)環境保全対策の推進
1	健全な水循環を確保し、佐久地域流域における総合的かつ一体的な施策を実施するため、流域水循環計画に基づき、各種計画に流域水循環に関する施策を反映し、施策の推進を図ります。	【主な成果】 佐久地域流域水循環研究検討委員会開催(R6.11、R8.1) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 佐久地域流域における総合的かつ一体的な施策を実施するためには、千曲川上流域の各市町村においてアクションプランを策定することが必要である。 【新計画に向けた新たな視点】 なし	b 継続・維持	健全な水循環を確保し、佐久地域流域における総合的かつ一体的な施策を実施するため、佐久地域流域水循環計画に基づき、各種計画に水循環に関する施策を反映し、施策の推進を図ります。
2	自然環境の保全と公害防止を図るため、関係機関と連携し、水質汚濁、大気汚染などの調査や監視活動を推進します。	【主な成果】 河川浄化対策活動委託業務 自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務 河川用水水質底質調査業務 窒素酸化物汚染調査業務 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 なし 【新計画に向けた新たな視点】 なし	b 継続・維持	自然環境の保全と公害防止を図るため、関係機関と連携し、水質汚濁、大気汚染などの調査や監視活動を推進します。

3	良好な生活環境や自然環境の維持・保全・保護を通じた次世代への自然環境の継承と災害の防止などを図るため、佐久市自然環境保全条例に基づき、自然環境や生活環境に影響を与える開発行為に対し、指導・誘導・監視を実施します。	【主な成果】 通年で実施 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 なし 【新計画に向けた新たな視点】 なし	b 継続・維持	良好な生活環境や自然環境の維持・保全・保護を通じた次世代への自然環境の継承と災害の防止などを図るため、佐久市自然環境保全条例に基づき、自然環境や生活環境に影響を与える開発行為に対し、指導・誘導・監視を実施します。
(3)生物多様性の保全				(3)生物多様性の保全
1	自然環境の状態を探るとともに、環境保全に対する意識の高揚を図るため、緑の環境調査を継続的に実施し分析を進めます。	【主な成果】 緑の環境調査 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 一般市民のほか、継続して市内の小学4年生に対し、緑の環境調査を実施しているが、安定した回答数を得られるようにさらなる啓発指導が必要である。 【新計画に向けた新たな視点】 なし	b 継続・維持	緑の環境調査を継続的に実施・分析し、特定外来生物の分布状況など、市内の自然環境状態について啓発を行うことで、環境保全に対する意識の高揚を図ります。
2	自然共生社会を築いていくため、自然環境の保全や自然とのふれあいを通じて、生物多様性の保全に対する意識の高揚を図ります。	【主な成果】 佐久市生物多様性保全活動検証事業 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 生物多様性への理解を深め、認知度を向上させるため、さらなる啓発活動が必要である。 【新計画に向けた新たな視点】 なし	b 継続・維持	自然共生社会を築いていくため、自然環境の保全や自然とのふれあいを通じて、生物多様性の保全に対する意識の高揚を図ります。
3	特定外来生物を始め、生物多様性への脅威となっている様々な要因の軽減に向けた取組を推進します。	【主な成果】 特定外来生物協働駆除・啓発指導 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 なし 【新計画に向けた新たな視点】 なし	b 継続・維持	特定外来生物を始め、生物多様性への脅威となっている様々な要因の軽減に向けた取組を推進します。

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)	設定根拠
環境政策課	自動車騒音環境基準達成率	%	98.7(R6)	100	第二次佐久市環境基本計画における達成基準
環境政策課	公共用水域(河川)BOD環境基準達成率	%	82.9(R6)	100	第二次佐久市環境基本計画における達成基準
環境政策課	緑の環境調査での指標生物種等報告件数	件	1,192(R6)	1,200	第二次佐久市環境基本計画における達成基準を参考として、目標値を累計件数から年間件数へ見直し

5 関連する個別計画

関連する個別計画名
・第二次佐久市環境基本計画 ・第二次環境基本計画 ・佐久地域流域水循環計画

章	5 豊かな環境と快適な暮らしが調和する循環型のまちづくり【自然環境・生活環境分野】
節	(1)豊かな自然環境との共生
施策名	2.街並み緑化・公園・景観形成

1 施策の方向性

【新計画】
・緑地の保全や街並み緑化の推進、市民の緑化意識の高揚を図ることで、街全体に緑があふれる快適な空間の創出を目指します。 ・公園施設の長寿命化や適正な維持管理により、市民の憩いやふれあいの場である公園の魅力を高めるとともに、地域と協働して景観の保全・育成を図ることで、潤いと安らぎのある快適な環境の形成を目指します。

2 現状と課題

【新計画】	
1	緑地の保全や緑化意識の高揚を図るとともに、心身ともに健やかに暮らせる快適な生活環境を未来に伝えるため、社会情勢や都市構造の変化を的確に把握し、状況に応じた施策を推進する必要があります。
2	良好な河川環境の保全を図るため、地域やボランティア団体などの活動参加を促進するとともに、活動に対する支援を行う必要があります。
3	協働による公園の持続可能な維持管理を行うため、地域に密着した地元区、組合、事業者などに対して、アダプトシステムへの参加を促進するとともに、活動に対する支援を行う必要があります。
4	誰もが安心・安全に利用できる憩いやふれあいの場を確保するため、老朽化や経年劣化が進む公園施設の長寿命化を図り、適正な維持管理を行う必要があります。
5	美しく豊かな景観を保全・育成するため、広がりのある優れた田園風景や周辺の山並みの眺望などの原風景を保全するとともに、原風景と道路や市街地などの都市の景観が調和した新風景を育成する必要があります。

3 「取組の方向性」および「取組内容」

【現行】取組の方向性	振り返り(成果、改善点、新たな視点等)※「取組内容」単位で記載	利計画への方向性	【新計画】 (左記「振り返り」を踏まえて作成)
【現行】取組内容			
(1)緑豊かな街並みの形成			(1)緑豊かな街並みの形成
1	【主な成果】 緑のまちづくり推進で優先すべき内容として「既存の公園や広場の維持管理・活用」というニーズが多かったことから、関係機関と連携しながら、維持管理を実施。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 維持管理には、行政だけでなく、市民、市民団体、企業、行政などが様々なスタイルで相互に連携する必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き関係機関と連携しながら、アダプトシステムなどを活用した維持管理に取り組む。	b 継続・維持	緑の基本計画に基づき、地域ごとの住民ニーズを踏まえ、既存の緑の空間を生かしながら、人と自然が共生する多様な緑を育むまちづくりを推進します。
2	【主な成果】 花苗の支給や地域緑化事業の講習会を実施。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 参加団体が固定化しつつあることから、新たな団体の幅広い参加を促進する必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 市ホームページ、エフエム佐久平、広報佐久などによる定期的な情報提供を図る。	b 継続・維持	沿道などの公共空間を花や緑で彩るために必要な地域活動を支援するとともに、植栽講座の開催などにより緑化の手法を発信し、緑化活動を推進します。
3	【主な成果】 活動団体の継続的な取り組みを支援するため、これまでの活動実績に基づき、県の表彰候補として適切な推薦を行いました。 【改善点やその理由・課題】 少子高齢化という全国的な課題に加え、従来の「地域ぐるみで維持管理を行う」という意識が希薄化しており、団体や地域による活動の維持そのものが困難な状況にあります。 【新計画に向けた新たな視点】 今後は、市民が河川に親しむことを主目的とした活動へと転換を図ります。地域住民が無理なく取り組める範囲で活動を継続できるよう、既存の制度を見直していく必要があります。	b 継続・維持	適切な河川の維持管理により良好な河川環境の保全を目指し、河川に親しんでもらうよう、地域による自発的な環境美化活動を支援します。
			地域住民やボランティア団体などが、草刈りや清掃、花の植栽といった活動を親しみを持って継続できるよう、必要な支援を行います。

4	地域の緑化活動や幅広い団体のアダプトシステムへの参加を促進するため、定期的な情報提供を図ります。	【主な成果】 27公園においてアダプトシステムを活用した公園の維持管理を実施。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 参加団体が固定化しつつあることから、新たな団体の幅広い参加を促進する必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 市ホームページ、エフエム佐久平、広報佐久などによる定期的な情報提供を図る。	b 継続・維持	地域の緑化活動や幅広い団体のアダプトシステムへの参加を促進するため、活動に対する支援の実施や定期的な情報提供を図ります。
(2)快適な暮らしを支える公園の整備				(2)安心・安全な公園環境の確保
1	安全で快適な公園の利用環境を確保するため、公園施設長寿命化計画の策定や見直しを実施するとともに、同計画に基づく公園施設の計画的な補修・更新や適切な維持管理に努めます。	【主な成果】 公園施設長寿命化計画に基づく施設の更新は概ね計画に沿った更新が行えている。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 今後計画されている大規模施設の更新について、国の補助金が不可欠であるため、財源が確保されるかが課題である。 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き計画に沿った施設の更新を行っていく。	b 継続・維持	誰もが安心・安全に利用できる公園の利用環境を確保するため、公園施設長寿命化計画の策定や見直しを実施するとともに、同計画に基づく公園施設の計画的な補修・更新や適切な維持管理に努めます。
(3)美しく豊かな景観の育成				(3)美しく豊かな景観の育成
1	長野県屋外広告物条例、佐久市景観条例や景観計画などに基づく規制・誘導により、原風景の保全を図るとともに、原風景と調和した新風景の育成を推進します。	【主な成果】 例規や計画などにに基づき、美しく豊かな景観の育成を図った。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 広がりのある優れた田園風景や、周辺の山並みの眺望などの原風景を引き続き保全するとともに、原風景と調和した新風景を育成する必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き例規や計画などにに基づき、美しく豊かな景観の育成を図る。 【主な成果】 一定規模以上の建築等行為に対し、届出をさせて規制と誘導をした。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 都市開発と原風景の保全のバランスを図り、規制・誘導をする必要があります。 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き、啓発活動をするとともに、長野県が令和8年度から行う予定の市町村を超えた広域景観アセスメント制度などと連携をし、佐久地域の景観形成の育成を推進する。	b 継続・維持 b 継続・維持	長野県屋外広告物条例や佐久市景観条例、景観計画などに基づく規制・誘導により、原風景の保全を図るとともに、原風景と調和した新風景の育成を推進します。

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)	設定根拠
公園緑地課	アダプトシステムの登録団体数	団体	35	37	直近5年間で4団体登録があったが、それまでの約10年間は新規登録が無かったため、5年間で2団体増を目指していく。

5 関連する個別計画

関連する個別計画名

章	5 豊かな環境と快適な暮らしが調和する循環型のまちづくり【自然環境・生活環境分野】
節	(2)良好な地球環境の保全
施策名	1.地球温暖化対策

1 施策の方向性

【新計画】	
・気候危機を乗り越えるため、一人ひとりの当事者意識の醸成を図り、市民・事業者・行政が一体となって脱炭素化社会の実現を目指します。 ・徹底した省エネルギー行動の実践や、自然環境・生活環境に配慮した再生可能エネルギーの利用を促進することで、温室効果ガスの排出量削減とエネルギーの地産地消の拡大を目指します。	

2 現状と課題

【新計画】	
1	2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、適切な目標管理を行うとともに、排出量削減に向け、さらなる取組を推進する必要があります。
2	将来にわたり地球温暖化などの環境問題への対策を継続していくため、未来を担うこどもたちに対し、環境学習の充実を図る必要があります。
3	脱炭素社会の実現には一人ひとりの行動変容が不可欠であるため、デコ活の普及や、ZEVによる日常的な移動の脱炭素化など、ライフスタイルやビジネススタイルの転換を促す情報発信を継続的に行う必要があります。 ※「デコ活」 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉 「ZEV」 Zero Emission Vehicle(ゼロ・エミッション・ヴィーグル)の略称。走行時にCO₂などの排出ガスを出さない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)
4	二酸化炭素排出量の削減に向け、省エネルギー性能の高い電気製品への買換えや、太陽光・木質バイオマス・水力などの再生可能エネルギーの積極的かつ適切な導入を促進する必要があります。
5	令和元年東日本台風を始めとする甚大な気象災害の経験を教訓とし、近年激甚化・頻発化する自然災害や猛暑による熱中症などの健康被害に対応するため、気候危機に対するまちのレジリエンス(回復力)を高め、適応策を強化していく必要があります。

3 「取組の方向性」および「取組内容」

【現行】取組の方向性		振り返り(成果、改善点、新たな視点等)※「取組内容」単位で記載	和計画への方向性	【新計画】
【現行】取組内容				(左記「振り返り」を踏まえて作成)
(1)脱炭素社会の推進				(1)脱炭素社会の推進
1	近年の気候変動の状況や国内外の動向を踏まえ、第二次佐久市環境基本計画のうち、「低炭素社会の実現」について、改訂を進めます。	【主な成果】 ・佐久市内から排出されるCO2総排出量588千t-CO2(R4実績) *H25基準年度比:▲76千トン(▲11%) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 令和12年度までに平成25年度比でCO2総排出量を54%削減する必要がある。目標達成のためには、令和4年度実績から約43%(約20万6千t)削減が必要とされており、家庭や事業者の省エネ行動の取組の拡充、再生可能エネルギーの普及拡大を進める必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 令和12年度の目標達成に向け家庭や事業者、行政が一体となり徹底した省エネ行動の実践に取組む必要があります。再生可能エネルギーのさらなる普及を図るとともにエネルギーの「地産地消」を推進のほか森林吸収源対策などの取組みを実施する。	b 継続・維持	「佐久市気候非常事態宣言」に基づく2050年カーボンニュートラルの実現に向け、これまでの「排出抑制・低炭素」の考え方から「排出削減・脱炭素」へのシフトを図るとともに、削減目標の管理を行い、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用拡大、移動手段の脱炭素化など、地球温暖化対策の底上げと充実を図ります。
2	2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するため、エネルギーの利用効率を高めるなど省エネルギーの一層の推進と、二酸化炭素の排出削減に向けた省エネルギー行動を促進します。	【主な成果】 ・省エネ家電製品普及促進事業補助金 *R6交付実績 LED:359件 電気冷蔵庫386件 エアコン83件 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 市民と事業者の行動変容やライフスタイルの転換が必要。 【新計画に向けた新たな視点】 エネルギー使用量の見える化や省エネ化を推進する。	b 継続・維持	エネルギー利用効率を高めるなど、家庭や事業者、公共施設の省エネルギー行動を推進します。

3	学校や家庭、地域にエコ活動の輪を広げ、環境意識の高揚を図るため、市内全小学校4学年児童を対象に「わが家のエコ課長」を委嘱するとともに、その後のフォローアップ事業の充実を図ります。	【主な成果】 ・わが家のエコ課長委嘱事業の実施 R6実績 860人(小学4年生児童対象) 実施期間: R6.6月～R6.9月 ・フォローアップ事業の実施(平根発電所見学ほか) CO2削減量: 約97千t(目安) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 学校との協力連携。市民等のライフスタイルの転換 【新計画に向けた新たな視点】 省エネ化に関する環境学習講座や環境イベントの参加拡大を促進する。	b 継続・維持	未来を担うこどもたちへの環境教育を実践し、地域全体にエコ活動の輪を広げ、環境意識の高揚を図るとともに、家庭や職場を始め様々な機会でもこどもと大人がともに環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを主体的に実践するための取組を促進します。
4	国が推進する「COOL CHOICE」に賛同し、低炭素型の製品、サービス、脱炭素型のライフスタイルを賢く選択する「COOL CHOICE運動」への取組を促進します。	【主な成果】 市広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、FMラジオ等を活用し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現を目指す国民運動「デコ活」の啓発 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 市民等のライフスタイルの転換、行動変容など 【新計画に向けた新たな視点】 デコ活アクション(「移」「食」「住」「職」)への取組	b 継続・維持	国が推進する、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現を目指す国民運動「デコ活」を推進し、「移」「食」「住」「職」の各分野における具体的なデコ活アクションへの取組を促進します。
5	※新たな「取組内容」を加える場合は右欄へ記載⇒ (必要に応じて行を追加ください)			ZEV のメリットのPR などを行い、普及拡大を図るとともに、市民や事業者に対し、公共交通機関の利用や、近距離の移動は徒歩や自転車で移動するよう呼びかけを行い、通勤など日常的な移動における脱炭素化を促進します。
(2)再生可能エネルギー施策の推進				
1	2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するため、エネルギーの地産地消のさらなる推進や、太陽光・木質バイオマス・水力などの再生可能エネルギーのさらなる利用促進を図ります。	【主な成果】 ・再生可能エネルギーの導入容量 R6: 142,243kw(R12目標値: 200,000kw) ・太陽光発電設備設置補助金(R6: 219件) ・蓄電システム設置補助金(R6: 177件) ・木質バイオマスストーブ設置補助金(R6: 8件) ・水力発電施設運営事業(R6: CO2削減量1,043t-CO2) ・メガソーラー発電施設運営事業(R6: CO2削減量1,421t-CO2) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 再エネ設備の導入費用や住宅に太陽光発電設備が適さないなど。 【新計画に向けた新たな視点】 太陽光・木質バイオマス・水力などの本市に適した再生可能エネルギーについて自家消費を前提に自然環境や生活環境への影響に配慮しながら導入拡大を図るとともに地域内で自然エネルギーが利用できる仕組みについて検討する。	b 継続・維持	2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するため、エネルギーの地産地消のさらなる推進や、太陽光・木質バイオマス・水力などの再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
2	佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱などにより、再生可能エネルギーの適切な導入を促進し、現在及び将来の豊かな自然環境の保全を図ります。	【主な成果】 ・佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱及びガイドラインに基づく 届出(R6協議届出件数: 15件(設置容量3,111kw)) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・地元区との合意形成 【新計画に向けた新たな視点】 ・事業者に対し景観及び自然環境の保全、市民の生活環境へ影響を及ぼさないことなど、適正な太陽光発電施設の設置について指導を行う。	b 継続・維持	佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱などにより、再生可能エネルギーの適切な導入を促進し、現在及び将来の豊かな自然環境の保全を図ります。
	木質バイオマスを活用した熱利用機器の導入促進に加え、ペレットや木質チップの生産、製造から消費までが地域で循環する体制づくりを進めます。	【主な成果】 ・木質バイオマスストーブ設置補助金(H21～R6: 165件) ・木質バイオマスボイラー設置補助金(H21～R6: 3件) ・木質バイオマス燃料製造設備設置補助金(H28: 1事業者) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・ペレット燃料の需要と供給のバランス 【新計画に向けた新たな視点】	d 廃止	(2)-1へ統合する

(3)気候変動への「適応策」の推進			(3)気候変動への「適応策」の推進
1	市民、事業者と連携し、自然災害対策やヒートアイランド対策など、気候変動による影響への「適応策」の取組を推進します。	【主な成果】 ・「グリーンカーテン作り方講習会」の実施(年1回開催) ・「打ち水大作戦」の実施(7月実施) ・熱中症の発生を抑制するため、市ホームページなどを活用した注意喚起 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害 などから市民の命と安心・安全な生活を守る「持続可能でレジリエントな(回復力がある)まち」の実現に向けた対策強化が必要 【新計画に向けた新たな視点】 大規模災害が発生しても機能不全に陥らず、また、被害を繰り返さない機能強化により、「災害に強いまち」への転換を図るビルド・バック・ベターの取組を推進する。	b 継続・維持
			市民や事業者と連携し、自然災害対策やヒートアイランド対策など、気候変動による影響への「適応策」の取組を推進します。

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)	設定根拠
環境政策課	太陽光発電設備導入補助金活用による設置総容量	kw	26,471(H26~R7)	35,071(H26~R13)	年間1,720kwの導入量を目指して5年後の目標値を8,600kwに設定。 R4~R6平均実績 太陽光補助金交付平均件数:250件 (R4:258件・R5:272件・R6:219件) 1件あたり平均導入容量:6.88kw (R4:7.6kw・R5:6.72kw・R6:6.31kw) 1,720kw/年×5年間=8,600kw
環境政策課	二酸化炭素削減量	t-CO2			再生可能エネルギーの導入、省エネ家電への補助などを通じて、佐久市におけるCO2削減量の目標値を●●に設定。

5 関連する個別計画

関連する個別計画名
・第二次佐久市環境基本計画 ・第二次環境基本計画

章	5 豊かな環境と快適な暮らしが調和する循環型のまちづくり【自然環境・生活環境分野】
節	(3)快適な生活環境の創出
施策名	1.環境衛生

1 施策の方向性

【新計画】
・市民・事業者・行政が一体となって廃棄物の減量と再資源化を推進するとともに、ごみやし尿などの安定的な処理体制を維持することで快適な生活環境を保全し、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の形成を目指します。

2 現状と課題

【新計画】
1 循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制とリサイクルの徹底をより強力に推進する必要があります。
2 資源化の促進に加え、ごみ処理に伴う負担の公平性を確保する観点から、手数料徴収の在り方について検討を進める必要があります。
3 社会情勢の変化に合わせた、ごみ出し支援の在り方を検討するとともに、分別の徹底と不適正処理の防止に向けた対策を強化する必要があります。
4 廃棄物処理施設の適正な維持管理を行い、効率的な運営と延命化に努める必要があります。
5 将来に向け安定的なし尿処理体制を維持するため、関係市町村と連携協力し、広域的な視点で事業に取り組む必要があります。

3 「取組の方向性」および「取組内容」

【現行】取組の方向性		振り返り(成果、改善点、新たな視点等)※「取組内容」単位で記載	新計画への方向性	【新計画】
【現行】取組内容				(左記「振り返り」を踏まえて作成)
(1)廃棄物処理対策の推進				(1)廃棄物処理対策の推進
1	ごみの減量化を推進するため、分別の徹底、食品ロスの削減、生ごみの水切りや容器包装プラスチック資源化などの啓発を強化します。	【主な成果】 ごみの総排出量:1,387t減少 実績R6年度 22,663t(R4年度 24,050t) ごみ分別の出前講座、ごみ減量、食品ロス削減パンフレット配布、生ごみ水切り器の配布、 佐久市公式LINEでのごみ分別方法検索システムの構築 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 事業者等の連携、協力 【新計画に向けた新たな視点】 第二次佐久市一般廃棄物処理基本計画でR13年度に21,926tまでごみを減量化することが目標となっているため、より一層の取組が必要	a 拡大	食品ロス削減や資源化により、ごみの発生を抑制するとともに、環境負荷の軽減や社会情勢に即した分別・収集について検討を進め、不適正処理の防止を推進します。
2	マイバックの持参やプラスチックの過剰使用抑制を促進するとともに、国が推進するプラスチック資源循環戦略の動向を見極め、プラスチックの循環利用を図ります。	【主な成果】 民間事業者へ容器包装プラスチックの中間処理を委託 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 資源となる容器包装プラスチックの分別徹底と資源物の確保 【新計画に向けた新たな視点】 製品プラスチックの資源化の構築	b 継続・維持	ごみの減量と資源化を促進するとともに、排出量に応じた負担の公平性を確保するため、ごみ処理手数料の在り方について検討を進めます。
3	生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ処理容器のさらなる利用促進を図るとともに、佐久市堆肥製産センターにおける臼田地区や学校給食センターなどの生ごみの堆肥化を推進します。	【主な成果】 生ごみ処理機等の購入補助金交付件数 R4:211件 R5:150件 R6:227件 浅間総合病院、給食センターからの生ごみを佐久市堆肥センターでの堆肥化を実施している。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 生ごみ処理機等の購入補助金の財源確保、事業者の協力体制構築 【新計画に向けた新たな視点】 事業系生ごみの佐久市堆肥センターへの搬入の促進を図る。	b 継続・維持	生ごみの堆肥化を始めとする資源のリサイクルに取り組み、次世代に誇れる持続可能な循環型社会の構築を推進します。
4	ごみ出しやごみの適正処分に支援が必要な世帯を支援します。	【主な成果】 佐久市家庭ごみ等収集支援事業要綱に基づき支援 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 支援を受けられる高齢者が限定されている 【新計画に向けた新たな視点】 望ましい支援支援のあり方を検討する。	b 継続・維持	社会情勢の変化に合わせ、ごみ出し支援が必要な世帯への対応策を検討します。

5	うな沢第2最終処分場の残余容量の確保と処理施設の適正な維持管理に努めます。	【主な成果】 R4年4月に分別方法を変更し、埋立ごみになっていた物を可燃ごみにし、最終処分場の延命化に努めている。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 維持管理費等の経費削減 【新計画に向けた新たな視点】 延命化を含めた施設の適正管理	b 継続・維持	ごみの減量化に取り組むことで、うな沢第2最終処分場の残余容量の確保を図るとともに、新クリーンセンターへの負荷を軽減し、施設の適正な維持管理に努めます。
6	ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、監視活動、啓発活動の強化を図ります。	【主な成果】 環境美化巡視員(238人)による不法投棄の未然防止、不法投棄防止看板製作、設置 市内一斉清掃 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 監視が行き届かない山間部等への不法投棄 【新計画に向けた新たな視点】 市内の環境美化の推進	b 継続・維持	ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、監視活動、啓発活動の強化を図ります。
(2)し尿・汚泥対策の促進				(2)し尿・汚泥対策の促進
1	し尿処理施設の延命化計画に基づく適正な管理を実施するとともに、包括管理運営業務委託などによる効率的な運営に努めます。	【主な成果】 佐久環境衛生組合で新たなし尿処理施設を整備予定 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 業務の効率化による経費節減 【新計画に向けた新たな視点】 将来を見据えた施設整備	b 継続・維持	安定的なし尿処理体制を維持するため、関係市町村と協力し、し尿処理の円滑な運営に努めます。

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)	設定根拠
生活環境課	ごみの減量化	t	22,663(R6)	21,926	第二次佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づく目標

5 関連する個別計画

関連する個別計画名

章	5 豊かな環境と快適な暮らしが調和する循環型のまちづくり【自然環境・生活環境分野】
節	(3)快適な生活環境の創出
施策名	3.上下水道

1 施策の方向性

【新計画】	
・水源地の保全や水資源への理解促進を図るとともに、関係機関などと連携した給配水施設の戦略的な維持管理を推進することで、安全でおいしい水を次世代へ安定して供給する体制の確保を目指します。 ・地域の実情に即した下水道施設の効率的な整備と、適切な維持管理や更新を一体的に推進することで、良好な水環境の保全を目指します。	

2 現状と課題

【新計画】	
1	水資源の健全な循環を保全するため、地下水や土地利用の動向を注視するとともに、継続的な観測・分析を通じ、水資源の安定的な確保に努める必要があります。
2	水道事業者と連携し、安全な水を次世代へつなぐための施策を促進する必要があります。
3	かけがえのない水資源を将来にわたり保全するため、水循環の重要性に対する理解や関心を広げるための啓発を強化する必要があります。
4	給配水施設の計画的な更新や耐震化を図ることで、良質な水の安定供給体制を次世代へ継承する必要があります。
5	公共用水域の水質保全を図るため、未処理放流の生活排水処理施設への接続率向上を図る必要があります。
6	全戸水洗化を推進するため、下水道計画区域外の世帯に対して、合併処理浄化槽の設置に対する制度の周知や費用の支援を行う必要があります。
7	公共下水道への接続が不可能な箇所については、下水道計画区域から除外を行うなど事業計画の見直しを検討する必要があります。
8	人口減少の進行を踏まえ、老朽化した下水道処理施設の統廃合や計画的な更新を進めるとともに、民間事業者の技術・ノウハウを活用するなどして、効率的な事業を行う必要があります。

3 「取組の方向性」および「取組内容」

【現行】取組の方向性		振り返り(成果、改善点、新たな視点等)※「取組内容」単位で記載	初計画への方向性	【新計画】
【現行】取組内容				(左記「振り返り」を踏まえて作成)
(1)水資源の保全				(1)水資源の保全
1	土地利用の現況把握や地下水調査など、水源地の保全活動を継続して推進します。	【主な成果】 保全が必要な水資源保全地域の指定 地下水水質検査業務 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 なし 【新計画に向けた新たな視点】 なし	b 継続・維持	土地利用の状況や地下水の動態を的確に捉え、水源地の保全活動を継続して推進します。
2	上水道事業者や水源地を保有する市町と連携し、広域的な上水道施策を引き続き促進します。	【主な成果】 通年で実施 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 なし 【新計画に向けた新たな視点】 なし	d 継続・維持	これまでの連携実績を基に、水道事業者や近隣自治体と歩調を合わせ、社会情勢の変化に対応した持続可能な上水道施策を推進します。
3	有限で貴重な地下水等水資源について、周辺地方公共団体や関係機関と連携し、地下水等水資源に関する理解や関心を深めるため、啓発活動を引き続き推進します。	【主な成果】 水資源保全全国自治体連絡会 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 なし 【新計画に向けた新たな視点】 なし	d 継続・維持	限られた水資源の重要性を広く共有するため、周辺自治体や関係機関と緊密に連携し、啓発活動を引き続き推進します。
(2)上水道の整備・管理				(2)上水道の整備・管理
1	市が給水を行う小規模水道(飲料水供給施設と簡易給水施設)では、安全で良質な水の安定供給を図るため、定期的な水質検査や施設の点検、修繕を推進します。	【主な成果】 施設の修繕と水質検査の実施 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 施設が設置から40年以上経過しており、配管や貯水槽ポンプ等の老朽化が進んでいる。 【新計画に向けた新たな視点】 現状を維持するため、中長期の設備改修計画を策定した中で、令和12年以降は基金内での運用が厳しい状況であり、料金見直しだけでは対応が難しくなってくるのが想定される	b 継続・維持	市が給水を行う小規模水道(飲料水供給施設と簡易給水施設)において、安全で良質な水の安定供給を継続するため、水道事業の持続可能な在り方を検討します。

(3)水洗化の促進			(3)水洗化の促進
1	快適で豊かな水環境の創出による環境衛生の向上のため、生活排水処理基本計画に基づき、生活排水処理の現状を整理し、公共下水道などへの接続率向上に努めます。	【主な成果】 下水道などへ未接続の住宅に対して普及促進を行い、水洗化されることで水洗化率が上がりました。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 高齢者のみの世帯や物価高による排水設備の工事費の高騰により水洗化が進まない。 【新計画に向けた新たな視点】 未接続住宅への普及促進を継続的に実施し水洗化を図っていきます。	b 継続・維持 公衆衛生の向上と豊かな水環境の創出に向け、生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道などへの接続を促進します。
2	全戸水洗化を推進するため、佐久市浄化槽協会などと連携し、下水道計画区域外の未水洗化世帯への合併処理浄化槽の設置を支援します。	【主な成果】 浄化槽設置整備事業補助金により設置の支援を行い水洗化が促進されました。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 合併処理浄化槽設置後の維持管理の徹底を周知し、良好な水処理を行っていく必要があります。 【新計画に向けた新たな視点】 下水道計画区域外への浄化槽設置の支援を継続するとともに、設置後の維持管理の必要性について周知を図っていきます。	b 継続・維持 全戸水洗化を推進するため、公共下水道計画区域外における未接続世帯などに対し、合併処理浄化槽の設置費用を支援するとともに、適正な維持管理を促進し、生活排水処理の適正化を図ります。
3	物理的な条件や費用対効果などで下水道接続が不可能な地域の検証を行い、下水道計画区域の見直しを進めます。	【主な成果】 物理的な条件により下水道の整備が不可能な地域の確認しました。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 下水道計画区域から一度外してしまうと、再度計画区域へ戻すことが困難となるため、慎重な見直しが必要です。 【新計画に向けた新たな視点】 地域の実情、費用対効果など考慮し下水道計画区域の見直しを進めていきます。	b 継続・維持 物理的な条件や費用対効果、地域の実情などを考慮のうえ、下水道計画区域の見直しを進めます。
4	※新たな「取組内容」を加える場合は右欄へ記載⇒ (必要に応じて行を追加ください)		進行する施設の老朽化に備え、計画的な施設更新と耐震化対策を推進し、下水道機能の維持、強化を進めます。
(4)下水道の健全経営の推進			(4)下水道の健全経営の推進
1	下水道使用料の収納率向上を図るため、徴収業務を受託する民間事業者の料金徴収に関する手法などの活用や、上水道関係機関との連携強化を図ります。	【主な成果】 料金徴収の民間事業者委託により収納率が向上しました。また、スマートフォン決済の導入によりいつでもどこでも支払えるようになり、支払い方法の利便性が向上しました。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 物価高騰などによる家計の圧迫により、相対的に下水道使用料の支払い優先順位が低下しているものと推察されまして、支払い遅延が課題となっています。 【新計画に向けた新たな視点】 関係部署などと連携して滞納処分の更なる強化を図ります。	b 継続・維持 下水道使用料の収納率向上を図るため、民間事業者の専門的な徴収ノウハウを積極的に導入するとともに、関係部署や関係団体との連携を強化し、負担の公平性の確保と収納率の向上に努めます。
2	生活排水処理の効率化や合理化を図るため、第2期統廃合計画を策定し、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントの統廃合を実施します。	【主な成果】 平井コミプラと岸野農集の統廃合を実施している 常和農集と佐久公共の統廃合を実施している 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 【新計画に向けた新たな視点】 上平尾農集と佐久公共の統廃合 下水道施設の維持管理と更新を一体的に最適化するため、官民連携方式の導入を進めていきます。	b 継続・維持 持続可能な生活排水処理を維持するため、施設の統廃合や官民連携方式導入を実施し、人口減少や施設の老朽化を見据えた経営基盤の強化を推進します。

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)	設定根拠
環境政策課	保全が必要な水資源保全地域の指定	箇所	8	11	佐久市内指定対象水源11箇所のうち、全ての水源を水資源保全地域に指定する。
下水道課	水洗化率の向上	%	95.6	96.1	全戸水洗化の達成に向けて、年0.1%の向上を目指す。

5 関連する個別計画

関連する個別計画名
・ストックマネジメント計画 ・佐久市下水道事業経営戦略 ・佐久市生活排水処理基本計画 ・佐久市公共下水道事業計画 ・佐久市生活排水処理施設第2期統廃合計画 ・第2次佐久市環境基本計画 ・第2次環境基本計画